

令和3年度第1回尾張旭市特別職報酬等審議会会議録

- 1 開催日時  
令和3年10月8日(金)  
開会 午後1時30分  
閉会 午後2時35分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 3階 302・303会議室
- 3 出席委員  
水谷 憲明、山中 順司、福田 祥治、村井 稔、相羽 かよ子、氏原 芙実、  
伊藤 雅一 7名
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
企画部長 若杉 博之、人事課長 松原 芳宣、人事課給与厚生係長 青山 剛士、  
人事課 主事 長江 賢造
- 7 議題等  
(1) 特別職の報酬等の額について  
(2) その他
- 8 会議の要旨

企画部長	<p>委員の皆様には、何かと御多忙の中御出席をいただきましてありがとうございます。ただ今より、令和3年度第1回尾張旭市特別職報酬等審議会をはじめさせていただきます。</p> <p>あらかじめお断りしておきますが、本日の議事進行は、会長及び職務代理者の選任、市長からの諮問まで、次第で言いますと次第6になりますが、そこまでは、事務局で進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日は全委員の方が出席ということで、定足数を満たしておりますので、この審議会が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。それでは、次第に沿って進めてまいります。次第の2 「会議の公開」について事務局より説明させていただきます。</p>
人事課長	<p>市では、市民の行政への参画促進と、公正で透明性のある行政運営を図るため、一部の例外を除きまして、市の附属機関や懇談会等の会議は、公開をすることとしています。</p> <p>会議の公開とは、市民の皆様には会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方については会議を傍聴していただくもので、会議録などの資料も公開するものでございます。</p> <p>本審議会につきましても、会議公開制度に基づき、公開させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。</p>
企画部長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本審議会は公開で開催させていただきますので、御承知置き願います。</p> <p>それでは、次第の3「市長挨拶」に移ります。森市長より挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>皆様、こんにちは。特別職報酬等審議会の開催にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、本審議会委員をお願いしましたところ快くお</p>

	<p>引き受けをいただき、厚く御礼申し上げます。また、本日はお忙しい中、審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、今年の人事院勧告では、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響を受けた民間賃金の引き下げの動きもあり、一般職の職員については、月例給が据置き、ボーナスが引き下げの勧告がなされました。引き下げとなったボーナスの内容については、期末手当を0.15月分引き下げる旨の勧告となっております。これを受けて、本市職員についても、人事院勧告どおりに給与改定をする予定でございます。</p> <p>このようなコロナ禍の大変厳しい状況の中、特別職の報酬・給料額等が、市民の皆様の目線で御理解いただける金額なのか、審議会の御意見を聞かせていただきたく、本審議会を開催いたしました。委員の皆様方には、ぜひとも活発に御審議いただき、答申していただければと存じます。</p> <p>最後になりますが、新型コロナウイルス感染症のリスクは依然として、社会生活の場で続いており、社会経済活動とのバランスをとりながら、感染拡大の防止に取り組んでいくことが必要です。委員の皆様におかれましても、引き続き、感染症対策の徹底をしていただくようお願いいたします。</p> <p>以上で私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
企画部長	<p>それでは、次第の4「委員の紹介」をさせていただきます。お手元の「資料1」を御覧ください。名簿順に紹介させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>続きまして、事務局職員を順に自己紹介をさせていただきます。</p>
事務局	(事務局自己紹介)
企画部長	<p>次に、次第の5「協議事項」に入ります。</p> <p>(1)会長の選任 と (2)同職務代理者の選任でございます。審議会条例第4条によりまして、会長は委員の互選で、そして職務代理者は会長が指定することになっております。</p> <p>まず、最初に会長の選任方法ですが、どういう方法がよろしいでしょうか。</p>
水谷委員	推薦という形でどうでしょうか。
企画部長	<p>推薦との御発言をいただきました。その他ありますでしょうか。</p> <p>ないようであれば推薦でお願いしたいと思います。では、どなたか推薦をお願いいたします。</p>
山中委員	会長は審議会の取りまとめ役という大切な仕事ですので、学識経験豊かな名古屋産業大学の伊藤先生を推薦します。
企画部長	<p>ただいま、山中委員より名古屋産業大学の伊藤雅一先生を推薦する旨の御発言をいただきました。他に推薦はございませんでしょうか。</p> <p>他には無いようですのでお諮りしたいと思います。名古屋産業大学の伊藤先生に会長をお願いするという事で、御異議ございませんでしょうか。</p>
委員全員	異議なし
企画部長	異議なしとのことですので、会長につきましては、名古屋産業大学の伊藤雅一先生に決定したいと思います。恐れ入りますが、席をお移りいただき、一言御挨拶をよろしくお願いいたしますと思います。
会長	(会長席へ移動)

会長	改めまして名古屋産業大学の伊藤です。どうぞよろしく申し上げます。当審議会は、市政のトップマネジメントを司る特別職の報酬額等を決定する大変重要な審議会になります。先ほど市長さんからの御挨拶の中にも市民目線で審議をとという言葉がありましたが、皆様の意見を取りまとめて、より良い答申ができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。
企画部長	次に、職務代理者の選任でございます。職務代理者は、会長の指名する方となっておりますので、会長から御指名をお願いしたいと思います。会長よろしく願いいたします。
会長	では、職務代理者について、私から指名をさせていただきます。 審議に当たっては、地域の経済情勢といったものも判断材料になってきます。そういった意味で、地域の金融機関として経済情勢等に明るい瀬戸信用金庫尾張旭支店から御推薦の山中順司様に職務代理者をお願いしたいと思います。
企画部長	ただいま、会長から御指名をいただきました、山中順司様を職務代理者に決定したいと思います。山中様から一言御挨拶をいただきたいと思っております。
職務代理者	瀬戸信用金庫尾張旭支店 支店長の山中と申します。微力ではありますが、適正審議に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
企画部長	滞りなく、会長及び職務代理者をお決めいただきましてありがとうございます。 次に、次第の6「諮問」に入ります。 これより、市長から審議会会長に諮問書を手渡ししていただきますので、よろしく願いいたします。
市長	(会長席の近くへ移動)
市長	尾張旭市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。
市長	(審議会会長に諮問書を手渡し)
企画部長	なお、委員の皆様には、諮問書の写しが資料2としてお手元に配付してございますので、御確認をいただきたいと存じます。 それでは、大変申し訳ございませんが、市長は他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。
市長	よろしく申し上げます。(市長退席)
企画部長	諮問まで終わりましたので、以後の議題は会長のもとで進行していただきます。それでは、伊藤会長よろしく願いいたします。
会長	それでは、早速ですが、議題に移ります。特別職の報酬等の額について、まず事務局から説明してください。
給与厚生係長	(資料に基づき説明) (1) 資料3「関係条例」 ・7名の審議会委員は市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命することとなっている。 ・平成27年度から期末手当も審議対象となった。 ・平成28年度からは教育長も審議対象となった。 ・昨年度の答申に基づき、特別職一括して期末手当の支給月数を0.05月分引き下げで条例を一部改正

- (2) 資料4「県内各市三役給料月額等一覧」
  - ・本市は他市と同様に期末手当が3.35月となっている。
- (3) 資料5「県内各市議員報酬月額等一覧」
  - ・期末手当支給額及び議員の年間総収入額を掲載。
- (4) 資料6「県内各市三役給料月額及び議員報酬月額比較」
  - ・本市は概ね平均もしくは平均以下
- (5) 資料7「県内各市三役及び議員の期末手当額比較」
  - ・期末手当額は地域手当の影響で、給料月額の比較よりは順位は上がる。
- (6) 資料8「特別職及び一般職（最高号給者）の年収比較」
  - ・令和3年度の一般職の年収見込の最高額と比べ、市長は約1.8倍。
- (7) 資料9「特別職報酬等月額の推移」
  - ・直近では、令和2年4月の改定で、副議長及び議員で1,000円の引き上げ。
- (8) 資料10「期末手当支給月数の推移」
  - ・直近では、令和2年12月の改定で、0.05月分引き下げ。
- (9) 資料11「一般行政職の給料改定率及び消費者物価指数の推移」
  - ・令和3年度一般行政職の給料は、人事院勧告に準じて据置き予定。
  - ・消費者物価指数（令和3年8月速報値）は、昨年比で若干下降の傾向。
- (10) 資料12「人事院勧告状況（平成27年度から令和3年度まで）」
  - ・令和3年度の勧告は、月例給が一般職及び指定職ともに据置き、期末勤勉手当が一般職は期末手当を0.15月分引き下げ、指定職は期末手当を0.1月分引き下げ。
- (11) 資料13「給与勧告の骨子」
  - ・民間事業所の支給割合との均衡を図るため、一般職の期末手当を0.15月分の引き下げ。
- (12) 資料14「本市の教育委員会」
  - ・教育長の給料を検討する際の参考
- (13) 資料15「議員の活動状況」
  - ・議員報酬を検討する際の参考
  - ・市議会の定数を平成31年4月の選挙時から21名から20名に削減。
- (14) 資料16「県内各市令和2年度普通会計決算状況」
  - ・本市の財政力指数は0.91
  - ・他市と比べると若干低い、県内の自治体の財政状況が全国的には非常に良いため。
- (15) 資料17「健全な行財政運営を行うために取り組んできたこと」
  - ・総合計画の進行管理、事務事業評価、施策・基本事業評価、人事考課制度、定員適正化計画等
- (16) 資料18「昨年度答申書」
  - ・昨年度の答申結果を確認する際の参考
- (17) 資料19「特別職報酬等改定例」
  - ・給料月額及び報酬月額と期末手当の支給月数を、それぞれ据置き又は引き下げを行った場合の影響額を試算。
- (18) 資料20「県内各市の今後の対応予定」
  - ・月例給の対応予定については、名古屋市及び本市を除く36市のうち、これから報酬等審議会を開催するため、未定としているのが23市で、報酬等審議会を開催しないため、据置きとするのが13市となっている。

	<p>・期末手当の改定は、名古屋市及び本市を除く36市のうち、元々の支給月数が他市より低い月数となっている3市を除く33市が12月期ボーナスから0.1月分引き下げ予定。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から説明をいただきましたので、審議に入りたいと思います。皆様の忌憚のない意見をいただければと思います。当審議会の審議内容は大きく分けると3つになります。まず一つは給料・報酬の改定、方向性は引上げ・据置・引下げいずれか3つのうちの1つになります。もう一つは期末手当の改定、こちらも方向性は引上げ・据置・引下げいずれか3つのうちの1つになります。もう一つは改定する場合の内容、時期と額等についても審議していただくことになります。</p> <p>先ほどの事務局の説明を受けて、内容の確認も含めまして、質問のある方から御発言をお願いします。</p>
福田委員	<p>委員を務めて何年か経過しますが、市長・副市長・教育長・議長と副議長・議員で1,000円増額の改定があったタイミングが違ったことがあった気がします。それはいつのことだったか教えていただきたい。</p>
給与厚生係長	<p>資料9に記載されていますが、市長・副市長・教育長・議長は平成29年4月1日に増額、副議長・議員は令和2年4月1日に増額となっています。</p>
会長	<p>空いた期間の審議会での積み重ねを考慮して副議長・議員が増額になっているはずです。</p>
福田委員	<p>精算はできているということで理解しました。</p>
会長	<p>当審議会で報酬等の額について、議論するにあたっては、人事院勧告がまず重要な要素になってきますし、それ以外にも、市の財政状況・地域の経済状況等を総合的に考慮して考えをまとめていく必要があるかと思います。これまでの人事院勧告は、高年齢者層の増額を抑え、若年層の給料を上げるということで、指定職よりも一般職の方を上げるという流れだったかと思います。しかしながら、令和3年度の人事院勧告は、これまでの流れとは異なり、一般職は期末手当を0.15月分引き下げ、指定職は期末手当を0.1月分引き下げという勧告が出ていますが、その理由の説明を事務局からしていただきたいと思います。</p>
給与厚生係長	<p>理由については、別途資料を用意しておりますので、まず資料を配布させていただきます。</p> <p>(各委員に資料を配布)</p>
人事課長	<p>資料の説明の前に人事院勧告について少し補足をさせていただきます。人事院勧告は国家公務員の給料等の勧告になります。先ほど会長がお話しされたようにこれまでは高年齢者層の増額を抑え、若年層の給料を上げるという傾向がありました。これは、民間企業等の給料の支給状況等も踏まえたものになります。もう一つは期末勤勉手当の勧告になります。一般職と指定職では、そもそもの支給月数が異なりますので、引き下げ内容の勧告も異なることとなります。詳しくは、配布資料に基づき説明させていただきます。</p>

給与厚生 係長	<p>それでは追加の配布資料に基づき説明させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職のボーナスについては、期末手当のみだったものが、平成15年度に期末手当の一部が勤勉手当に振り替えられたことに伴い、平成15年度以降は、平成14年度における一般職の期末手当の支給月数（4.65月）と指定職の期末手当の支給月数（3.5月）との比率をおおむね維持するよう改定が行われていることを説明</li> <li>・一般職の0.15月分の引き下げと指定職の0.1月分引き下げた場合の減少額の比較について説明</li> </ul>
会長	<p>こういった比率があり、支給月数が決まっていたということですね。資料の質問や月例給及び期末手当の改定額等について、意見があれば発言をお願いします。</p>
福田委員	<p>資料に記載されている減少額は、引き下げた場合の今年度の6月と12月の比較ということでしょうか。</p>
給与厚生 係長	<p>今年度の6月と12月の比較になります。</p>
福田委員	<p>改定額等について意見を述べたいと思います。全国的に見ますと中小企業を含めて2～3%の賃上げがされており、愛知県では最低賃金についても上げがされています。このあたりの状況は、来年度の特別職の報酬に反映されていくのではないかと思います。それらを踏まえての意見ですが、会長からもお話しがあったように、特別職については、人事院勧告がベースになると認識していますので、昨年度からのコロナ禍の状況を踏まえると、月例給は据え置き、期末手当は0.1月分引き下げという方向が妥当だと考えます。</p>
会長	<p>御意見としては、月例給は据え置き、期末手当は0.1月分引き下げということですね。愛知県の人事委員会の勧告も人事院の勧告と同じ内容でありましたが、経済状況については分野や地域によってもかなり異なります。地域の経済状況については、山中委員いかがでしょうか。</p>
職務代理 者	<p>業種等によってももちろん異なりますが、新聞紙上等で記載されている内容等と概ね一致するような状況と感じています。緊急事態宣言が解除されましたが、コロナで受けた傷はまだ大きく、訪問する会社の状況等を聞くと厳しい状況はまだ続いていると感じています。先ほど会長からお話しがあったように愛知県の人事委員会の勧告も人事院の勧告と同じ内容であったこと、愛知県の景気判断が引き下げであることなどを踏まえると人事院勧告の内容に沿うのが無難かなと考えます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。氏原委員はいかがでしょう。</p>
氏原委員	<p>期末手当の引き下げの数字については、勧告どおりで問題ないと感じましたが、一般職と特別職で引き下げの数字が異なることについては、一般市民の感覚からすると違和感を覚えるので、引下げの理由を答申で説明することができると思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。相羽委員はいかがでしょう。</p>
相羽委員	<p>コロナ禍で飲食業等大変困っている業種があることなどを踏まえると、特別職も一般職同様の0.15月分の引き下げでいいのではないかと考えます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。村井委員はいかがでしょう。</p>
村井委員	<p>業種によっては、コロナ禍でかなり厳しい打撃を受けているところもありますが、期末手当を引き下げ過ぎるとモチベーションにも関わると思いますので、勧告どおりでいいと考えます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。水谷委員はいかがでしょう。</p>

水谷委員	人事院勧告どおり月例給は据え置き、期末手当は0. 1月分引き下げが妥当だと考えます。
会長	ありがとうございます。一通り皆様の意見をお聞きしたところ、月例給については全ての方が据え置きという意見でしたので、据え置きという結論でよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。続いて期末手当ですが、意見を集約すると人事院勧告どおりの0. 1月分引き下げで答申していく流れになるかと思いますが、人事院勧告どおりの0. 1月分引き下げは、一般職の0. 15月分とは異なる支給月数になりますので、氏原委員から意見があったように答申の中で然るべき説明をすることが必要になるかと考えます。相羽委員よろしいでしょうか。
相羽委員	異議ありません。
会長	他の委員もよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは、皆様の御意見をまとめますと、期末手当の改定率ですが、一括して0. 1月分引き下げで、答申するというところで、よろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	続きまして、実施時期について事務局に確認ですが、一般職と同様に令和3年12月1日からが望ましいのでしょうか。
給与厚生係長	実施時期については、人事院勧告や県内の他市の状況を見ても12月のボーナスから反映させるということなので、一般職と同様にした方が良いのではと考えております。
会長	ありがとうございます。それでは、改定時期については、一般職と同様に令和3年12月1日からという答申でよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは月例給・期末手当・実施時期について、結論に至りましたので、これで答申をしていきたいと思えます。期末手当については、一般職と特別職で引き下げの数字が異なることが分かるように配慮をしていきたいと思えます。 事務局に確認しますが、答申については、どのように進めていけばよろしいでしょうか。
給与厚生係長	まず、例年の進め方ですが、皆様の意見を元に答申書の原案を事務局で作成し、会長に確認していただきます。 その後、委員の皆様へ郵送し、確認していただきます。修正点等がございましたら、事務局へ御連絡いただきまして、再度、会長に確認をしていただいております。 また、市長への答申についてですが、昨年は、新型コロナウイルスの影響もあり、答申書は会長から事務局を経由し、市長へ答申いたしました。例年は、各委員の皆様へ再度集まっていたのではなく、会長から市長へ直接答申書をお渡ししていただいております。これはあくまでも例年とられてきた方法でございますので、皆様の協議によりお決めいただきたいと思えます。
会長	事務局から説明いただきましたが、委員の皆様から御意見等はありますでしょうか。例年どおりでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし

会長	ありがとうございます。それでは、市長への答申については、例年の方法で進めさせていただきます。今年度の審議会は審議の結論が出ましたので、今回で終了とさせていただきますが、よろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。それでは、続きまして議題8「その他」について、事務局から何かありますか。
企画部長	特にございませませんが、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御熱心に、特別職の報酬等の額について御審議を賜り、誠にありがとうございました。今後も、コロナ禍においては厳しい行財政運営が続くと思われませんが、引き続き皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。それでは、今年度の特別職報酬等審議会を終了させていただきます。円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。